

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 35 年 1 月 21 日まで
② 昭和 36 年 3 月 21 日から 37 年 3 月 1 日まで

年金を受給する際に厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社を退社した時には脱退手当金という制度があることも知らず、請求した覚えも受給した覚えも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、A社を最初に辞める時には結婚の予定もなく、辞めた後も働くつもりだったので請求はしていないと申し立てしているところ、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から18日後に同一事業所に再就職していることを踏まえると、その直前に、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

釧路厚生年金 事案 517 (事案 246 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から平成 7 年 9 月まで
申立期間について、一度申し立てたものの、年金記録の訂正は必要でないとされたが、当時の同僚への問い合わせ結果及び給与明細書を提出するので、申立期間について給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が保管する昭和 51 年分給与所得の源泉徴収票においては、「社会保険料の金額」欄に記載された控除額が、おおむねオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料の額に相当する金額となっていること、ii) 申立人が保管する 56 年 4 月分の給与明細書については、同明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していること、iii) 51 年分給与所得の源泉徴収票及び 56 年 4 月分の給料明細書を除き、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料が無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、昭和 48 年 7 月と記載され、日々の出勤時刻及び退社時刻とみられる数字が記載された書類、及び申立人自身が、元代表者を含む同僚 5 人に対して行った、申立人の給与の昇給額、昇給時期等に係る問い合わせの回答書を提出しているが、これらの書類から、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない。

また、上記同僚に照会したところ、回答が得られた 3 人は、いずれも申立人

の具体的な給与支給額については分からないと供述している。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。